

防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のコミュニティ活動の推進を図ることにより、誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会を構築するため、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業に関し、防府市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に定める者とする。

(1) 次条第1項第1号に規定する事業の補助対象者は、自治総合センターがコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）で定める自治会、町内会及びその他のコミュニティ組織（以下「自治会等」という。）とする。

(2) 次条第1項第2号に規定する事業の補助対象者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の規定に基づく認可地縁団体とする。

(3) 次条第1項第3号に規定する事業の補助対象者は、市が認める地域自治会連合会単位で組織された自主防災組織（以下「地域連合組織」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のもののうち、自治総合センターの助成決定を受けた事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動の促進及び地域の連帯感の向上を図るもので、コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に関するもの

(2) コミュニティセンター助成事業 コミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るもので、地域住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設等に関するもの

(3) 地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業） 地域連合

組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関するもの

- 2 補助対象者は、自治総合センターからの助成決定を受けた後、市長が適当であると認めるときは、この補助金の交付申請前に前項各号の補助対象事業に着手することができるものとする。
- 3 第1項第1号に規定する一般コミュニティ助成事業については、自治総合センターへ助成申請をした後、自治総合センターの助成決定が受けられなかった場合も本補助の対象とし、諸手続きについては、自治総合センターの助成決定を受けた場合に準じた取扱いとする。
- 4 前号の場合において、補助対象者となる自治会等の数は自治総合センターの助成決定を受けた者も含め最大で2団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自治総合センターが決定した額に相当する額とする。

ただし、前条第3項に該当する場合は、実施要綱で規定されている宝くじの社会貢献広報に関する経費は、補助金から控除する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自治会等は、防府市コミュニティ助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則、規約等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、防府市コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、自治会等に対しその旨を通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、事業計画に変更が生じたときは、速やかに防府市コミュニティ助成事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を提出するものとする。

式)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。ただし、自治総合センターが実施要綱等で定める軽微な変更に該当するものについては、事前協議及び報告のみとし、変更承認申請書の提出を要しないものとする。

2 市長は、前項の変更申請があった場合は、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、自治総合センターに変更申請をするものとする。

3 市長は、前項の規定により行った変更申請に対するセンターからの承認があったときは、変更の承認を行うものとし、補助金の額に変更がある場合は前条の規定に準じてその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 自治会等は、当該補助事業に係る事業が完了したときは、当該完了の日から3週間以内に防府市コミュニティ助成事業実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等補助対象事業に要した経費を証する書類

(2) 補助対象事業完了後の写真

(3) 施設又は設備の管理運営について規定する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市コミュニティ助成事業補助金確定通知書(第5号様式)により自治会等に対し通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、事業完了後に、請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は、第3条第1項第1号に規定する「一般コミュニティ助成事業」及び同条第1項第3号に規定する「地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業)」について、必要があると認めるときは、第6条により通知した補助金交付決定額の範囲内において、概算払により補助金を交付

することができる。ただし、第7条第3項により補助金額の変更通知をした場合は、その変更後の交付決定額の範囲内とする。

- 2 自治会等は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、防府市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書（第7号様式）に補助対象事業に要した経費を証する事業者が発行する請求書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消等）

第12条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1）この要綱に違反したとき

（2）補助金を受けることについて不正な行為があったとき

（3）その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき

- 2 市長は、前項において、既に交付されている補助金の返還が必要なときは、防府市コミュニティ助成事業補助金返還命令書（第8号様式）により、自治会等に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

防府市コミュニティ助成事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

団体名

住所又は所在地

代表者氏名

防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり 年度の補助金の交付を申請します。

記

事業概要 ☐ 一般コミュニティ助成事業 ☐ コミュニティセンター助成事業 ☐ 地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業）			
事業費		円	
交付申請額		円	
着手予定年月日		完了予定年月日	
添付書類 ☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書 ☐ 会則、規約等 ☐ 見積書の写し ☐ 商品説明資料 ☐ コミュニティ助成事業申請書（一般財団法人自治総合センター様式） ☐ その他（ ）			

第 2 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

防府市コミュニティ助成事業補助金（変更）交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のあった防府市コミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり（変更）交付を決定したので、防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 6 条第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

補助金（変更）交付決定額 円

第3号様式（第7条関係）

防府市コミュニティ助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

団体名

住所又は所在地

代表者氏名

年 月 日付 第 号で交付決定の通知のあった防府市コミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり変更したいので、防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更する理由

3 交付決定済額 円

4 変更後交付申請額 円
（事業費合計 円）

5 補助金増減額 円

減額の場合はマイナス（-）を記入してください。

6 添付書類

- （1）変更後の事業計画書
- （2）事業者が発行する見積書
- （3）その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

防府市コミュニティ助成事業実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

団体名

住所又は所在地

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定の通知の
あった事業が完了したので、防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8
条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 確定事業費 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額（A） | 円 |
| 3 | 既受領額（B） | 円 |
| 4 | 差引額（A－B） | 円 |
| 5 | 添付書類 | |
| | （1）領収書等補助対象事業に要した経費を証する書類 | |
| | （2）事業完了後の写真 | |
| | （3）施設又は設備の管理運営について規定する書類 | |
| | （4）その他市長が必要と認める書類 | |

第 5 号様式（第 9 条関係）

防府市コミュニティ助成事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった防府市コミュニティ助成事業補助金による事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

補助金確定額 円

補助金確定額（A）	円
補助金交付済額（B）	円
差引額（A－B）	円

第6号様式（第10条関係）

請 求 書

【担当課： 】

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳

上記のとおり請求します。

年 月 日

防府市長 様

団体名

住所又は所在地

代表者氏名

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》															
振込先 金融機関名		銀行・金庫 農協・漁協・信用組合													
		支店・支所・出張所													
口座番号・種別													1:普通	2:当座	
口座名義 カタカナで 記入願います															

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

防府市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

団体名

住所又は所在地

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定の通知のあった事業について、防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

なお、補助金の交付は、下記口座に振込をお願いします。

記

交付決定額（A）	円
既受領額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A－B－C）	円

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》							
振込先 金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
口座名義 カタカナで 記入願います							

（添付書類）

- ・補助対象事業に要した経費を証する事業者が発行する請求書
- ・（振込先が代表者以外の名義の場合）委任状

第8号様式 (第12条関係)

防府市コミュニティ助成事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、
下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法